

# 引条件(Terms and Conditions)

Mexichem UK Limited / Mexichem Fluor EU BV(以下「サプライヤー」)による製品、部品および/またはサービスの販売は、購入当事者(以下「顧客」)(それぞれを「当事者」、総称して「当事者ら」)に対し、本取引条件(以下「本条件」)に従うものとし、本条件は、当事者ら間で締結される当該製品、部品および/またはサービスに関するすべての注文書に適用される。注文書は、サプライヤーが書面により明示的に承諾しない限り、サプライヤーを拘束しない。顧客が提示する追加または異なる条件は明示的に拒否され、サプライヤーの正式な権限を有する代表者が書面で承諾しない限り、サプライヤーを拘束しない。製品、部品および/またはサービスの注文は、本条件への同意を構成する。本条件には責任制限条項が含まれており、顧客は第8条に留意するものとする。

## 1. 解釈

### 1.1. 定義

**営業日(Business Day):**土曜日、日曜日または英国の祝日を除く日で、ロンドンの銀行が営業している日をいう。

**本条件(Conditions):**本書に定める取引条件をいい、随時修正される場合がある。

**契約(Contract):**本条件に従い、サプライヤーと顧客との間で締結される商品および/またはサービスの売買契約をいう。

**顧客(Customer):**サプライヤーから商品および/またはサービスを購入する個人または法人をいう。

**不可抗力事象(Force Majeure Event):**第12条に定める事由をいう。

**商品(Goods):**注文に記載された商品(その一部を含む)をいう。

**インコタームズ(Incoterms):**国際商業会議所が公表する Incoterms® 2020 をいう。

**注文(Order):**顧客による商品および/またはサービスの注文をいう。

**注文確認(Order Acknowledgment):**注文に対するサプライヤーの書面による承諾通知をいう。

**仕様(Specification):**サプライヤーが書面で定める商品仕様をいう。

### 1.2. 解釈

- 「人」には自然人、法人、非法人団体を含む。
- 法令への言及は、改正または再制定を含む。
- 「含む」「特に」「例えば」等の語句は例示であり限定ではない。
- 書面には電子メールを含む。

## 2. 契約の基礎

- 本条件は、顧客の提示する他の条件を排除して適用される。
- 注文は顧客による申込みであり、顧客は注文内容の完全性および正確性について責任を負う。
- 契約は、サプライヤーが注文確認を発行した時点で成立する。
- 顧客は、本条件と異なる顧客側文書上の条件に依拠する権利を放棄する。
- サンプル、広告、カタログの記載は参考情報であり契約の一部を構成しない。
- 見積書は申込みではなく、有効期間は記載のとおり、記載なき場合は5営業日とする。

## 3. 商品

- 商品は仕様書に従う。
- サプライヤーは法令遵守のため仕様を変更できる。
- 商品は返却可能容器(シリンダー、ドラム、ISOタンク等)で供給される場合があり、容器の所有権はサプライヤーに帰属する。

## 4. 引渡し

- 引渡しは注文確認に定めるインコタームズに従う。
- 容器返却義務がある場合、顧客は指示に従い同一状態で返却する。未返却時は合理的費用を負担する。
- 容器返却時:
  - 汚染が認められた場合、顧客は是正費用を負担する。
  - 規定量超過時、輸入手続費用を顧客が補償する。
  - 残量が15%以上の場合、空化費用を顧客が補償する。

- 4.4. 納期は概算であり、本質的条件ではない。
- 4.5. 顧客が受領しない場合、保管費用等を請求できる。
- 4.6. 10営業日経過後、再販売または保管継続が可能。数量差異10%以内は拒否不可。
- 4.7. 分割引渡しが可能。
- 4.8. 重量はサプライヤー計量値を基準とする。

## 5. 品質

- 5.1. 商品は引渡時点で仕様に適合することを保証する。
- 5.2. 技術助言は現状有姿で提供され、適合性判断は顧客責任とする。法令上許容される最大限において、その他の保証責任を否認する。救済は修理、交換または返金に限定される。
- 5.3. 分析証明書発行時、非適合は顧客起因と推定される。
- 5.4. 顧客は3営業日以内に検査し、非適合品のみ拒否可能。
- 5.5. 非適合認定時の救済は交換または返金。
- 5.6. 保証適用外事由を列挙。
- 5.7. 本条以外の責任は負わない。
- 5.8. 売買法上の黙示保証を排除。
- 5.9. 交換品にも本条件を適用。

## 6. 所有権および危険負担

- 6.1. 危険負担はインコタームズに従う。
- 6.2. 所有権は引渡し時に移転。

## 7. 価格および支払

- 7.1. 価格は見積または価格表による。
- 7.2. コスト増加時の価格調整権を有する。
- 7.3. VATは別途請求。
- 7.4. 税金・関税等は顧客負担。
- 7.5. 配送費込み(別途合意なき限り)。
- 7.6. Fガスに関する規制・権利の適用を定める。
- 7.7. 請求時期の裁量。
- 7.8. 支払期限30日、期限厳守。
- 7.9. 遅延利息。
- 7.10. 相殺不可。
- 7.11. 補償時のVAT取扱い。

## 8. 責任制限

- 8.1. 間接損害・特別損害を否認。
- 8.2. 責任上限は該当取引金額。
- 8.3. 使用結果に関するリスクは顧客負担。
- 8.4. 法令許容範囲で適用。
- 8.5. 通知期限・提訴期限。
- 8.6. 本条は契約終了後も有効。

## 9. 法令遵守

- 9.1. 引渡後の規制遵守責任は顧客に帰属。
- 9.2. 贈収賄防止法・奴隷労働防止法等への遵守義務。
- 9.3. 顧客は、サプライヤーが、顧客が上記第9.1条および/または第9.2条に違反していると合理的に判断する理由を有する場合、いつでも顧客に対する責任を負うことなく本契約を解除できることに同意する。

## 10. 顧客の補償および製品リコール

- 10.1. 顧客は、本契約および本契約に関連する顧客の活動から生じる、またはこれに関連する一切の責任、損失、損害、請求、罰金、制裁金、判決、和解、費用および支出(弁護士費用を含む)、ならびに顧客の従業員の人身傷害または死亡を含め、(a) 顧客または第三者による本商品の取扱い、保管、販売、再販売、流通、使用または廃棄(単独使用または他物質との併用を問わない)、および (b) 顧客による指示または適用法令の不遵守に起因するものについて、サプライヤー、その関連会社、ならびにそれぞれの役員、取締役、管理者、従業員、代表者および顧問(以下「被補償当事者」)を免責し、防御し、補償し、損害を与えないものとする。
- 10.2. サプライヤーは、自己の単独の裁量により、いつでも、本商品の自主的または義務的なリコール、市場からの撤去その他類似の措置(以下「リコール」)を開始する権利を有する。リコールの場合、顧客は、サプライヤーが合理的に要求する支援を緊急に提供し、以下を行う:
  - (a) リコールに異議を唱え、抵抗し、上訴し、和解し、防御し、是正し、または影響を軽減すること。
  - (b) 当該事項に関して顧客の権利を第三者に対して行使すること。
  - (c) リコール関連手続において、サプライヤーが指名する専門顧問を使用し、サプライヤーの要請がある場合には手続の専属的遂行を認めること。
- 10.3. 顧客は、本商品の即時リコールを可能とするため、適切かつ最新で正確な記録(ロット番号、納品日、顧客名・住所・連絡先を含む)を維持する。
- 10.4. 本第10条は契約終了後も有効とする。

## 11. 契約解除

- 11.1. サプライヤーは、以下の場合、書面通知により即時解除できる：
- (a) 顧客が重大な契約違反を犯し、是正可能な場合に14日以内に是正しないとき。
  - (b) 清算、管財人選任、事業停止等の支払不能関連手続に入ったとき。
  - (c) 事業の全部または重要部分を停止または停止の恐れがあるとき。
  - (d) 財務状況の悪化により履行能力が危ぶまれるとき。
- 11.2. 上記事由または支払遅延時、供給停止が可能。
- 11.3. 支払不履行時、即時解除可能。
- 11.4. 契約終了時、未払金は直ちに支払う。
- 11.5. 既発生の権利救済は影響を受けない。
- 11.6. 終了後も効力を有する条項は存続。

## 12. 不可抗力

- 12.1. 天災、戦争、パンデミック、輸送障害、法令遵守、原材料不足等、合理的支配を超える事由による遅延・不履行について責任を負わない。
- 12.2. 通知後、納期延長または影響数量の削除が可能。顧客起因遅延時は価格調整可。
- 12.3. 不足時、供給割当可。
- 12.4. 90日超の遅延時、解除可。

## 13. 輸出管理

- 13.1. 顧客は、米国・英国・EU等の輸出法令を遵守し、禁止国・禁止対象者・大量破壊兵器用途への輸出等を行わない。デュアルユース該当時はエンドユーザー証明を提供する。

## 14. 環境・安全衛生(EHS)

- 14.1. 顧客施設での業務時、顧客は安全環境を確保し、危険情報・資料を提供する。

## 15. 原子力／危険用途

- 15.1. 原子力用途は禁止。違反使用時の責任を否認し、顧客が全面補償。
- 15.2. 「請求原因を問わず」とは、過失・厳格責任等を含め最大限適用。

## 16. 知的財産権

- 16.1. サプライヤーは一切のIP権を保持し、顧客は無断使用・改変・混同招致行為を行わない。

## 17. 保険

- 17.1. 顧客は契約期間中および終了後5年間、適切な責任保険を維持し、要請時に証明を提出。

## 18. 秘密保持

- 18.1. 秘密情報の定義。
- 18.2. 目的外使用・開示・リバースエンジニアリング禁止。
- 18.3. 適切な保護義務。
- 18.4. 要請時返却・削除。
- 18.5. 法的開示時の手続。
- 18.6. 終了後の存続期間。
- 18.7. 差止救済。

## 19. 一般条項

- 19.1. 譲渡制限。
- 19.2. 完全合意。
- 19.3. 表明依拠否認。
- 19.4. 変更は書面のみ有効。
- 19.5. 権利不行使は放棄を意味しない。
- 19.6. 無効条項の分離。

## 20. 通知

- 20.1. 本契約に基づく、または本契約に関連するすべての通知、要請、同意、請求、要求、放棄その他の連絡(以下それぞれ「通知」)は書面によるものとし、顧客については注文書表面記載の住所、サプライヤーについては注文確認書記載の住所、または受領当事者が書面で指定する他の住所もしくは電子メールアドレス宛に送付されるものとする。

- 20.2. 通知は、以下の時点で受領されたものとみなす：

- (a) 手交の場合：配達受領書への署名時、または適切な住所に留置された時点。
- (b) 料金前払の第一種郵便の場合：投函後第2営業日の午前9時(海外宛の場合は第5営業日の午前9時)、または配達記録に記載された時点。
- (c) 書留航空郵便または国際宅配便の場合：投函後第5営業日の午前9時。
- (d) 電子メールの場合：送信時。ただし、その時刻が受領地の営業時間外の場合は、営業時間開始時。営業時間とは、受領地における祝日でない月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までをいう。
- (e) 本条は、訴訟手続その他の法的文書の送達には適用しない。

## 21. 第三者の権利

- 21.1. 明示的な定めがない限り、本契約は Contracts (Rights of Third Parties) Act 1999 に基づく第三者の権利を生じさせない。
- 21.2. 第10条は、被補償当事者によって行使可能とする。
- 21.3. 契約の解除または変更は第三者の同意を要しない。

## 22. 準拠法および裁判管轄

- 22.1. 本契約およびこれに関連する一切の紛争または請求(契約外請求を含む)は、イングランドおよびウェールズ法に準拠し、同法に従って解釈される。国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)および Uniform Computer Information Transactions Act は適用しない。
- 22.2. 本条件または注文書に起因または関連するすべての紛争は、国際商業会議所(ICC)調停規則に基づく調停手続に付託される。当事者は、いつでも緊急措置または差止救済を求める権利を留保する。調停申立後60日以内に解決しない場合、紛争は ICC 仲裁規則に基づく仲裁により最終的に解決される。仲裁地はロンドン、仲裁言語は英語とする。仲裁判断は書面による最終的かつ拘束力を有するものとする。